

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

佐賀国民年金 事案 393

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年2月まで

昭和54年に市役所から、国民年金保険料の未納分が特例納付で納付できることになり、金額は30万円ぐらいとの通知が来たので、現金20万円を持参して郵便局で納付書により納付したが、後日、10万4,000円が還付されたので、市役所に出向き、還付された10万4,000円を含めた現金で、残りの未納分の国民年金保険料を納付した。

市役所の窓口で納付した記憶があるので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月22日に36年4月から同年12月までの国民年金保険料を特例納付（第3回目）し、同日に44年3月から46年9月までの国民年金保険料を追納し、54年5月23日に37年1月から38年12月までの国民年金保険料を特例納付しており、国民年金保険料の未納解消に努めていたことが推認される上、申立人が納付したと申し立てている時期は老齢年金受給直前であり、少しでも老齢年金受給額を増額するため、申立人が申立期間の特例納付の納付督促に応じたと考えても不自然ではない。

また、申立人が納付したと申し立てている保険料額は、申立期間を特例納付（第3回目）した場合の保険料額10万4,000円と一致している上、社会保険事務所において、昭和44年3月から46年9月までの追納保険料額が1万1,550円のところ、納付書の誤記入のため11万2,500円を昭和54年3月22日に領収しており、同年5月23日に10万950円を過誤納として還付していることが社会保険事務所の還付整理簿で確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳には、特例納付、追納及び還付の記録が無く、申立人の国民年金保険料に係る納付記録の管理において事務が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年10月30日に訂正し、同期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月30日から28年11月5日まで
昭和27年2月にA社に入社し、62年8月に退職するまでA社に継続して勤務したが、社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社D出張所に勤務していた期間のうち、28年10月30日から同年11月5日までの厚生年金保険の加入記録が無いとのことだった。

当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社D出張所及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同社D出張所における資格喪失日は昭和28年10月30日、同社C支店における資格取得日は同年11月5日と記録されている。

また、申立人と同じく昭和28年10月30日にA社D出張所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者4人は、いずれも同社C支店において昭和28年11月5日に厚生年金保険に加入しており、申立人と同様に厚生年金保険加入期間の欠落が生じていることから、同支店が同日を資格取得日とする届出を行ったものと考えられる。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社が保管する人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は昭和 28 年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 10 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得（喪失）日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月19日から同年11月1日まで

昭和38年2月にA社に就職して以来、平成9年3月末に退職するまでの期間において、転勤はあったものの継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録の確認をしたところ、昭和47年6月19日資格喪失、同年11月1日資格取得となっており、5か月の空白期間が生じていた。

B支店開設準備として勤務した時期だと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における人事記録及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務（申立期間においては、同社本店に所属）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B支店の開設準備に携わった上司及び同僚の厚生年金保険の記録は、本店を昭和47年11月1日に資格喪失し、同日付けでB支店の資格を取得しており、空白期間は認められない。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険庁の記録上の資格喪失日（昭和 47 年 6 月 19 日）が、A社の人事記録上の発令年月日と一致しており、これは事業主でなければ把握できない日付であるため、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 6 月 19 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 47 年 6 月から同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの期間、51年10月から52年3月までの期間、52年10月から53年3月までの期間、54年2月及び同年3月並びに56年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年9月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和52年10月から53年3月まで
④ 昭和54年2月及び同年3月
⑤ 昭和56年6月から同年9月まで

国民年金には両親に勧められて加入し、保険料は、1日おきに自宅に来ていた銀行員に依頼して納めていた。

申立期間を通じ商売は順調で、住所の異動なども無かったので、社会保険庁の記録では、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人と申立人の妻の国民年金保険料の納付記録は、おおむね一致しているところ、申立人の妻についても、申立期間①、②及び⑤は保険料の未納期間であり、申立期間③及び④については保険料の免除期間とされており、国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は5期間に及ぶ上、特に申立期間①から④までの期間は近接しており、これだけの回数の納付記録管理を行政側が続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年8月までの期間及び42年4月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年8月まで
② 昭和42年4月から46年9月まで

社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっているが、当時、毎月、両親が地区婦人会の役員を通じて、国民年金の保険料の納付をしてくれており、妹が会社を退職した後は、妹の分と一緒に納付してくれていた。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点では、申立期間は、過年度納付及び特例納付によらなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付したとは申し立てておらず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人と同居していた妹が会社を退職した昭和44年5月以降は、両親が、毎月、妹の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと供述しているが、申立人の妹は、所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳により昭和44年5月から45年9月までの期間の国民年金保険料は特例納付、45年10月から46年3月までは過年度納付、46年4月から47年3月までは47年4月28日に一括で現年度納付していることが確認できることから申立人の供述内容に不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付には関与しておらず、申立人の両親が国民年金への加入手続及び地区婦人会の役員を通じて保険料を納付していたと供述しているが、申立人の両親は既に死亡しており、当時の

地区婦人会の役員等関係者からも申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける供述が得られず、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年5月まで
社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっているが、当時居住していた地区の区長の勧めで国民年金に加入し、国民年金の加入手続及び保険料の納付をすべて区長に依頼していた。

国民年金保険料は、100円と記憶しているが領収書等は保存していない。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月以降に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点では、申立期間は特例納付によらなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付したとは申し立てておらず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、昭和43年9月1日で一致しており、申立期間は未加入期間であったため、町において申立人の国民年金保険料にかかる納付書の作成等に行われなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が国民年金加入手続及び保険料の納付を依頼していたとされる地区の区長は既に死亡しているため、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から57年2月まで

申立期間については、厚生年金保険のある会社を退職後、工場で働いていたが、厚生年金保険に加入できなかったため国民年金に加入し、近くの郵便局で納付書により毎月保険料を納付した記憶があるので、社会保険庁の記録では、国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の夫は共済組合の組合員であったため、配偶者である申立人は、国民年金の任意加入対象者であり、申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、申立人は、国民年金保険料を郵便局で納付したと供述しているが、申立期間当時、A市の指定金融機関に郵便局は含まれておらず、国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA市の記録において、申立人が国民年金に加入したことは確認できず、国民年金の任意加入手続及び保険料納付を行ったことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで

平成 11 年 7 月 1 日に A 社に給与月額 40 万円の待遇で入社した。数か月後に役員となったが、給与はそのままだった。社会保険庁の標準報酬月額の記録が 30 万円となっており、相違がある。給与から控除されていた保険料に見合った標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している申立人に係る賃金台帳により、申立人が同社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 11 年 7 月から、基本給として 40 万円が給与として支給されていることが確認できる。

しかしながら、A 社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」により、同社は、平成 11 年 7 月 1 日の資格取得届において、申立人の標準報酬月額を 30 万円とする届出を行っていることが確認でき、これは社会保険庁の記録と一致している。

また、A 社が保管している申立人に係る賃金台帳により、平成 11 年 7 月から 12 年 12 月までの間、30 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A 社の事業主は、申立人の標準報酬月額を資格取得時に 30 万円で届け出をし、申立人の給与から 30 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたとしている。

このほか、A 社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と異なる厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月ごろから 50 年 6 月 20 日まで
(A社)
② 昭和 50 年 7 月ごろから 52 年 7 月ごろまで
(B社)

申立期間において、A社及びB社に勤務した。社会保険事務所に照会したところ、両社について、いずれも厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。両社の同僚の名前や仕事内容を記憶しており、勤務していたことに間違いはない。当該申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係るA社が保管する申立人の労働者名簿から申立人が昭和48年1月21日から50年6月20日まで同社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、A社は、当時の賃金台帳等申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年9月4日であり、それ以前の期間について、同社は適用事業所でない上、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日以降に資格取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、A社の同僚2人を記憶しているが、このうち1人については、同社での厚生年金保険加入記録は無い。なお、残る1人の同僚は、同社の回答により、同社の関係者であったものの同社の社員でなく、別の事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

加えて、A社の親会社であるC社について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できない。

2 B社の回答及び同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社は、当時の賃金台帳等、申立人の当該申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を保管していない上、申立人も同社についての給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が記憶している元同僚5人のうち1人については、同名簿に氏名が無い。

加えて、申立人は当時のB社の従業員数を9人ないし10人と記憶しているところ、申立期間中の同社の被保険者数は5人ないし7人で推移しており、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

3 このほか、申立期間①及び②の期間について、申立人の雇用保険加入記録は確認できず、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から46年4月1日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとのことだった。A社には、昭和43年10月1日から46年4月1日まで勤務しているのので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る職歴を記載した「外務人事カード」において、申立人は昭和43年6月1日から46年3月31日まで勤務していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社に勤務していたとされる期間のうち、昭和43年6月1日から同年10月1日まではB社において厚生年金保険に加入し、45年8月1日以降はC社において雇用保険に加入している。

一方、A社が保管する申立人に係る「外務人事カード」において、申立人は「嘱託」と記載され、常時出勤する義務のない嘱託の外務員（同社では「委託職階」と呼称している）だったと考えられるところ、同社では、「委託職階の職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立期間の前後にA社に勤務していたと考えられる3人についても、同社の人事記録において「嘱託」と記載されている期間に厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、A社は、申立人に係る賃金台帳等を保管していないとしている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険

者原票において、申立期間に係る申立人の加入記録は無く、同原票の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月ごろから 36 年 11 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月に中学卒業後、A社に入社し 37 年 4 月まで勤務した。社会保険庁の記録では、34 年 3 月ごろから 36 年 11 月 1 日まで厚生年金保険加入記録が無い。同郷の中学校から同級生と一緒に同社に入社した。勤務していたことに間違いないので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の供述から申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業し、申立人に係る賃金台帳等申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を控除されている資料は無い上に、申立人も同社の給与明細書等厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日は、昭和 36 年 11 月 1 日であり、これ以前に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人の中学校の同級生で、申立人と同時期にA社に入社したとされる元同僚の資格取得日は、申立人より遅い昭和 37 年 3 月 1 日である上、申立人が記憶している 9 人の元同僚のうち、4 人については、同社での厚生年金保険加入記録が無く、厚生年金保険加入記録が確認できる 5 人中、3 人は厚生年金保険への加入が、申立人が記憶している入社時期よりも遅れており、同社ではすべての従業員を入社後すぐに、厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
昭和 26 年 2 月 19 日から 30 年 12 月 10 日まで A 社 B 事業所で勤務した。
その間、昭和 29 年 2 月 1 日から同年 12 月 21 日までの間は、人事管理上 A 社 C 事業所に在籍したこととなっていた。社会保険事務所に照会したところ、同事業所に在籍した期間の厚生年金保険の記録が無いとの回答であった。当時、保険料を給与から天引きされていたかどうかの記憶は無いが、昭和 26 年 2 月 19 日から 30 年 12 月 10 日まで継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 事業所における具体的な勤務内容から、申立人が申立期間について、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 C 事業所は、社会保険事務所に保管する適用事業所台帳において適用事業所として確認できない上、申立人は、社会保険事務所に保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 社 B 事業所において昭和 26 年 2 月 19 日資格取得、29 年 2 月 1 日資格喪失、29 年 12 月 21 日資格取得、30 年 12 月 10 日資格喪失していることを確認できる。

また、A 社は既に廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等申立期間に係る在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、当時一緒に勤務した上司及び同僚のうち、申立人が姓名を記憶している同僚一人については、社会保険事務所に保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されておらず、また、申立人が姓のみ記憶している上司及び

同僚については、同名簿により確認を取ったが、同姓の者が複数おり、特定することができない。

加えて、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む坑外勤務者 67 人のうち、昭和 29 年 2 月 1 日付けで申立人を含む 50 人が、同年 2 月 24 日付けで 4 人が、同年 2 月 25 日付けで 13 人がそれぞれ資格喪失しており、67 人全員が申立人と同じ 29 年 2 月に資格喪失していることから、何らかの事情により、坑外勤務者全員の資格喪失手続が行われたことが推察できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月ごろから34年7月ごろまでのうちの3年間
(A社)
② 昭和52年3月1日から53年6月1日まで
(B社)

昭和29年4月ごろから34年7月ごろまでのうちの3年間、A社にて商品を小売店へ配達する仕事をしていた。同僚二人の氏名を記憶しており、クリスマスケーキを3回配達した記憶もあるので、少なくとも3年は勤務しているはずだが、社会保険庁の記録において厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

また、昭和52年3月1日から55年3月1日までB社にて勤務していたが、社会保険庁の記録において、52年3月1日から53年6月1日までの厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

当該申立期間①及び②を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における当時の同僚二人の供述及び業務内容に関する申立人の供述内容から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社の厚生年金保険新規適用年月日は昭和32年9月1日となっており、同社は申立期間①の一部において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社は既に廃業しており、当時の人事記録や賃金台帳等、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間①において、事業主により

申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、申立人が記憶している元A社経理・社会保険事務担当者及び元事業主の子の供述により、同社には少なくとも25人以上の従業員が在籍していたと考えられるところ、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社に係る厚生年金保険被保険者数は19人であることが確認できる上、同名簿において、元同社経理・社会保険事務担当者が記憶している元同僚6人の氏名の記載は無く、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、当時の事業主は既に死亡しているため供述を得ることはできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、B社における元事業主の子の供述及び公共職業安定所の保管する申立人に係る移行外被保険者総合照会の回答により、申立人は、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和53年6月1日より前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の厚生年金保険新規適用年月日は、昭和53年6月1日であり、同社は申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者記録照会によると、申立期間②において申立人は国民年金に加入し、かつ、国民年金保険料を現年度納付していることから、申立期間②について、厚生年金保険に未加入であったことを認識していた可能性がある。

さらに、申立期間②において厚生年金保険に加入していれば、納付済となっている当該期間の国民年金保険料は還付される場所であるが、還付された事跡が無いことから、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、B社は既に廃業し、同社の元事業主は「当時、経理及び社会保険事務を行っていたのは私の妻であるが、20年ほど前に亡くなっている。私は何も分からない。」と供述しており、当時の人事記録や賃金台帳等、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間②において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人のB社に係る雇用保険被保険者資格取得日は昭和53年5月1日、離職日は55年2月29日となっており、申立人の同社に係る厚生年金保険加入記録とおおむね一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から27年6月まで

A氏の紹介で昭和25年2月にB社に入社し、継続して同社で勤務していたが、社会保険庁の記録では、27年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社を退職した直後に就職したC社に提出したとされる履歴書に、昭和25年2月20日に同社に入社した旨が記載されており、申立期間において、申立人が同社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和27年7月5日とされており、これ以前に申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことを示す記載は無く、申立期間における同名簿の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が記憶するB社の同僚19人のうち所在が確認できた2人及び社会保険庁の記録において申立人と同日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚38人のうち所在が確認できた8人に照会したが、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立期間における申立人の同社の勤務状況を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚19人のうち、4人はB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無く、同社に係る厚生年金保険加入記録が確認できない上、申立人と同日に同社で厚生年金保険に加入しており自身の入社時期を記憶している2人は、入社時期よりも厚生年金保険の加入が2年ほど遅れており、同社では、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加

入させていたわけではないと考えられる。

加えて、B社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。